

## 陳　述　書

### 1. はじめに

私は、平成19年12月に浪江町の町長に就任し、平成23年3月11日の東日本大震災が発生した当時および現在まで、浪江町の町長として執務にあたっています。

この陳述書では、今回、浪江町が町民を代理してADRを申し立てるという決意をした経緯等について、お話しします。

### 2. 町が町民を代理するに至った経緯

今回の福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件事故」と言います。）により、おびただしい量の放射性物質が大気中に撒き散らされ、浪江町の約2万1000人の全町民は、避難を余儀なくされました。現在も、全国45都道府県および海外にまで避難している町民がいます。

本件事故直後から、私は、町長として、町民のみなさまと直接触れ合う機会を多くもたせていただきましたが、その際に、町民の方から賠償に関する危機感についてのお話を何度もお聞きしました。

すなわち、我々浪江町の町民は、本件事故によって、①家族・家庭や社会の絆・コミュニティを崩壊させられた損害、②被曝による健康被害に対する苦痛、③避難に伴う苦痛、④今後の見通しが全く立たず避難を強いられていることの苦痛、⑤相手方東京電力の対応に対する苦痛というような、様々な精神的な苦痛を被ったにもかかわらず、現在の賠償のシステムは、これらの被害の実態を正面から捉えて評価したものではありません。

一人あたり月額10万円という現在の賠償基準を定める中間指針は、被害実態を明らかにするために必要な調査を行うことなく、いわば推測と憶測に基づいて、本件事故発生からわずか5ヶ月間で策定されたものです。しかも、本件事故とは性質

が全く異なる交通事故の自賠責保険金額をもとにしたものであります。さらに、本件事故から2年以上経過した現在まで、見直しの議論や、国や東電による被害実態調査も全くありません。

こういったずさんな賠償基準設定やその運用に対し、町並びに町民は激しい憤りを覚えているとともに、町民の皆さんの中で、現在の生活の不安、将来に対する不安が鬱積しているのです。

このような町民のみなさまの窮状に直面し、私どもは、全町民が等しく被っている被害の実相というものを明らかにし、適正な損害賠償を求め、町民の生活再建が図られるようにサポートすることが、町としての当然の役割であると考え、町民の集団申し立てを町が支援するという方法が実現に至りました。

### 3. 町による代理申立ての意義

町が町民のADR申立てを代理することには、本件事故によって散り散りになってしまった町民のみなさまが、これからも浪江町の町民として連帯していくという意義も見出すことができます。

浪江町では、今回のADR申立てをするにあたり、原子力損害賠償に係る支援に関する条例案を提出し、町議会がこれを可決しているほか、今後解決までの間、町民の生活再建を目指して、最後まで町が主体的に支援活動を行っていくということが、町議会でも確認されています。

また、今回のADR申立てにおいても、委任状用紙の発送から実質わずか2週間半の間に、町民の半数にあたる約1万人から委任状が返送されてきました。

これらの事実は、幸いにも、町民が浪江町町民としての連帯を失っておらず、町の行動を町民が求め、支持されていることの証であるといえます。

### 4. 地域コミュニティの価値を問う

さらに、今回のADR集団申立ては、地域コミュニティの価値を問うという意義

を有しています。

事故前の浪江町では、個々の町民の生活が、地域コミュニティとしての町に密接に関連していました。しかし、本件事故により、現在は、町そのものの存在が危うくなっています。

コミュニティを失ってしまったことによる損害は、町民個々人の損害賠償請求の中では評価しにくい性質ものであり、これを明らかにするには、そのコミュニティを享受していた人々が一丸となってその価値を訴える必要があります。

したがって、今回、コミュニティの帰属主体である町が、町が持つ様々な資料を提供し、町民のみなさまの申立てをサポートすることによって、個々の町民の損害を全体として抽出し、被害の実相を明らかにすることが可能となります。

そして、そのような活動を通じ、浪江町のコミュニティの価値だけでなく、地域社会に生活するすべての人々にとって、コミュニティというものがいかに重要であるかということを訴えていきたいと考えています。

## 5. 最後に

町が町民を代理するという今回のADR申立ての形式は、全国で初めての試みですが、町民のみなさまは、物質的な損害だけでなく、様々な精神的苦痛を被っております、故郷や家族の絆、社会の絆を失った苦痛というものはみな平等に被っているものです。

そのような、町民のみなさまが等しく被っている精神的な損害の賠償請求について、町が主体的にサポートしていくことは、地方自治法に定められた自治体の役割からしても当然のことです。

浪江町は、町民のみなさまの生活再建のための完全賠償を求めて、最後までこのADR申立てをサポートしていく決意であることを、最後に申し添えさせていただきます。

以上

平成 25 年 5 月 29 日

住所 福島県双葉郡浪江町大字  
木現堂字下続町250/

氏名 馬場 有

